

第 1 5 号様式（第 3 7 条関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和7 年 6 月 30 日	
山梨県知事	
長崎 幸太郎 殿	
提出者	
住 所 山 梨 県 大 月 市 駒 橋 2-6-23	
氏 名 澤 田 屋 建 設 株 式 会 社	
代 表 取 締 役 長 田 真 一	
電話番号 0554-22-0595	
山梨県生活環境の保全に関する条例第 6 2 条第 1 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	澤田屋建設株式会社
事 業 場 の 所 在 地	山梨県大月市駒橋2-6-23
計 画 期 間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事 業 の 種 類	建設業
② 事 業 の 規 模	元請完成工事高 3.1億円
③ 従 業 員 数	7人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	各現場 → ^{委託業者} 自社運搬 収集・運搬業者 → ^{委託業者} 中間処理・再生業者

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物処理
統括責任者

社長

土木部部长

A現場 現場代理人

B現場 現場代理人

C現場 現場代理人

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	Co/As塊	木くず	廃プラ
	排出量	208.9 t	391.604 t	0.3 t
	（これまでに実施した取組） ・現場で発生した産業廃棄物は、すべて公共工事での発生であり抑制は困難である。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	Co/As塊	木くず	廃プラ
	排出量	300 t	200 t	0.3 t
	（今後実施する予定の取組） 公共工事での産業廃棄物は設計量があるため抑制は困難であるが、現場で発生する設計以外の産業廃棄物については、抑制するよう務める。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 他の産業廃棄物が混在しないように分別している。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 上記について継続して取り組む。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
①現状	【前年度（ 6 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t		t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t		t
	(今後実施する予定の取組)			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（ 6 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	Co/As塊	木くず	廃プラ
	全処理委託量	208.9 t	391.604 t	0.3 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	208.9 t	391.604 t	0.3 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t
	(これまでに実施した取組)			
	産業廃棄物は、マニフェストにより適正に処理できているか管理している。			

(第5面)

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	Co/As塊	木くず	廃プラ
	全処理委託量	300 t	200 t	0.3 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	300 t	200 t	0.3 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)			
	産業廃棄物は、マニフェストにより適正に処理できているか管理していく。			
※事務処理欄				

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。